

つくば市立学校の教職員 に関する業務量管理・健康 確保措置実施計画

令和8年(2026年)4月

〔対象期間〕

令和8年度(2026年度)から
令和11年度(2029年度)まで



これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs

目 次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	6
3	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	7
4	関連する取組・今後のフォローアップについて	21
5	計画の期間	21
6	【資料】これまでの市の取組	22

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本市では、令和2年(2020年)3月に、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標とした「つくば市教育大綱」を策定し、現在第2期目を迎えています。「つくば市教育大綱」は、一人ひとりの違いが受容され、多様で豊かな個性が花開く環境をつくり、一人ひとりが善き自己実現ができ、幸せな人生を送れる力や社会力を育むこととしています。また、近代公教育が抱えてきた課題を踏まえ、「教え」から「学び」へ、「管理」から「自己決定」へ、「認知能力の偏重」から「非認知能力の再認識」への転換を目指すことが示されています。

教職員¹の働き方改革は、何よりも第一義的に子どもたちのために行うものです。教職員の業務の分量や比重を見直し、負担を軽減することで生まれた時間は、単に余裕をつくるためだけのものではなく、その時間をいかに子どもたちに還元するかが非常に重要です。働き方改革により、教職員が教育に工夫を凝らし、児童生徒一人ひとりの個性や学びにじっくり向き合う時間を確保することができれば、その結果として子どもたちの人間性や創造力をよりいっそう高めることが可能になります。

また、学校が教職員以外の多様な主体と連携し、教職員が健康を確保しつつ、持続可能な勤務環境のもとで働けるようになることで、教職員自身が働きがいや達成感を感じられ、本来の能力を存分に発揮できる職場へと変化させることを目指します。

こうした環境整備は、教育大綱の理念を実現するうえで欠かせないものであり、教職員の働き方改革は、子どもたちのための教育の質を向上させ、将来にわたり持続的な効果を生み出すための重要な取組であると位置付けて進めていくべきものです。

これまで、令和元年(2019年)12月23日に策定した「教員の働き方改革に関する実行計画」(以下「実行計画」という。)及び令和4年(2022年)3月31日から現在まで進行している「第2期教員の働き方改革に関する実行計画」に基づき、学校における働き方改革をさらに推進する取組を進めてきました。

今般、令和7年(2025年)9月に文部科学省が通知した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について(通知)」に添付された資料「学校と教師の業務の3分類」²が示され、教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、教育委員会

¹ 市教育委員会は市立学校の教職員の服務監督者であり、学校運営の質向上には教育職員・事務職員双方の働き方改善が重要で、包括的に取り組む必要があると考えることから、この計画においては、「教職員」と総称している。

² 平成 31 年1月に中央教育審議会が公表した「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」において示された「学校・教

はこれらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映することが義務付けられました。

学校と教師の業務の3分類

▶ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
 ▶ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築


教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組むこと・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

今後は、令和7年給特法一部改正³に伴い示された国の指針⁴に即し、より現状の課題に合わせた内容とするため、既存の実行計画を改定し、改正後給特法第8条の規定に基づき新たに本計画を策定します。

師が担う業務に係る3分類」をアップデートしたものを。

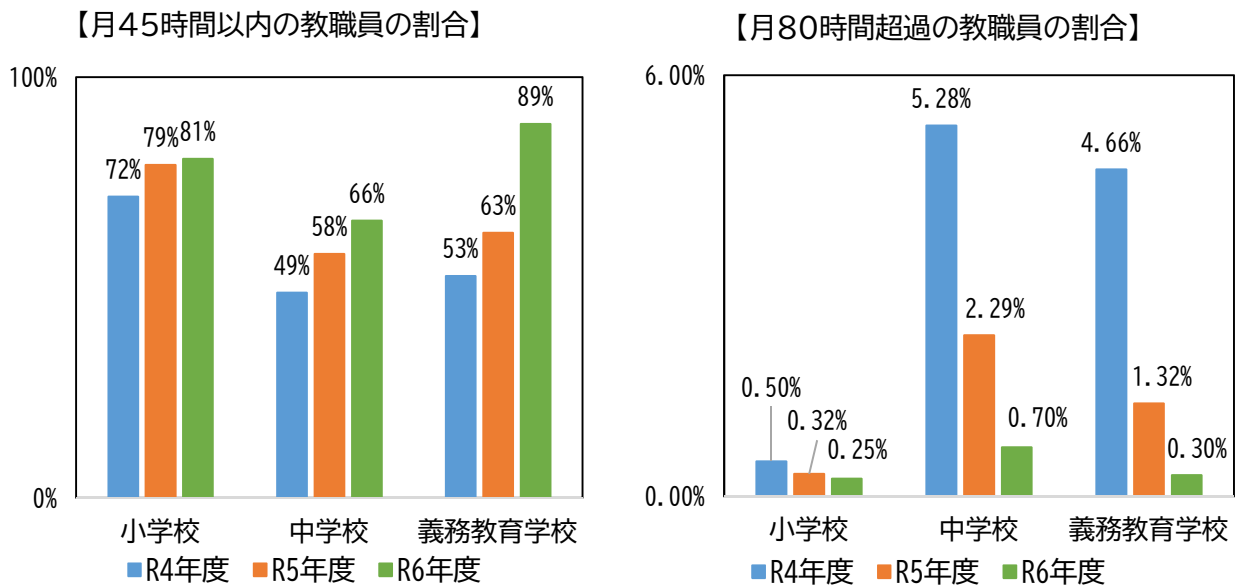
³ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）

⁴ 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和7年9月25日文科科学省告示第104号）

(2) 本市の現状

本市では、令和2年(2020年)3月に所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「つくば市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則」(以下「規則」という。)を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。各学校においては、働き方改革の目標を学校グランドデザインの中に設定するなど、それぞれ工夫しながら取組を進めています。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の過去3年間の推移については、以下のとおりでした。



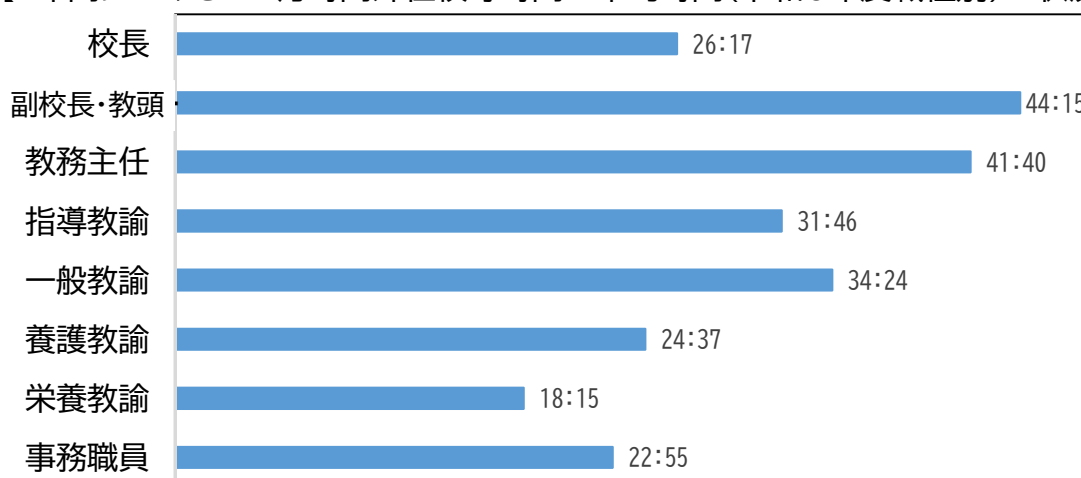
時間外在校等時間について、月45時間以内の割合及び80時間を超過する割合は、いずれも改善傾向ですが、依然として改善の余地がある状況です。学校種ごとにみると小学校は大きな変化がないものの改善が見られ、中学校は45時間以内が66%にとどまっています。義務教育学校においては、最も大きな変化がみられています。

また、1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間については、令和6年度の状況は以下のとおりでした。

【1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間(令和6年度学校種別)の状況】

学校種	1か月当たりの平均時間
小学校	27時間
中学校	32時間
義務教育学校	14時間

【1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間(令和6年度職種別)の状況】



そのほか、令和7年度に行った「学校における令和7年度4～6月の超過在校等時間の現状と課題について」の調査回答結果及び、茨城県が主催する第2回教職員の働き方改革アクション会議での協議において、見えてきた現状及び課題としては、以下のようなものがありました。

- ・教頭や教務主任等、職種によって、時間外在校等時間が減少させにくい傾向にある。
- ・時間外在校等時間が多い職員、少ない職員の二極化(固定化)の現象がみられる。
- ・新規採用者や異動者については、日常的に多くの時間を費やして勤務する傾向がある。
- ・年度末・年度始、運動会、修学旅行等のある月に時間外在校等時間の増加がみられる。
- ・校務分掌による業務量の不均衡がある状況が発生している。
- ・部活動、生徒指導に費やす時間が時間外在校等時間増加の一因となっている。

上記を踏まえ、より一層の体制の整備が必要です。

2 目標

働き方改革の推進にあたり、時間外在校等時間に関する目標を設定します。これらの数値目標は、国の指針や目標に基づき、教育委員会と各学校が現状と課題を共有し、具体的な負担軽減策を検討・実施するための重要な現状把握の指標です。ただし、時間外在校時間のみを単純に減らすことに注力すると、仕事の持ち帰りや隠れた負担増加につながり、結果として教職員のワークライフバランスや働きがいを損なう恐れもあります。

したがって、本計画では、時間外在校時間の適正な管理と並行して、教職員のワークライフバランスや働きがい等に重点を置いた目標設定を行います。これらの目標は、教職員の意欲や健康を守りながら、働きやすく魅力ある職場環境を実現するための指針となります。教育委員会と学校が連携し、これら両面の目標をバランスよく達成していくことが、持続可能な働き方改革の鍵となります。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

【国の指針に基づいた目標値】

- 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合 100%
- 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

具体的取組	1年度ごとの目標値
月2回の定時退校日の定時退校達成率	100%
最終退校時刻厳守達成率	100%

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

具体的取組	1年度ごとの目標値【現状値(R6)】
年間の年次有給休暇の平均取得日数	12日以上【10日】
つくば市の学校で「働くことが楽しい」と感じている教員の割合*	90%以上 【小 79%、中 79%、義 81%】
つくば市の学校で「やりがいをもって働けている」と感じている教員の割合*	90%以上 【小 87%、中 89%、義 90%】
つくば市の学校が「持続可能に働ける場になっている」と感じている教員の割合*	80%以上 【小 72%、中 67%、義 67%】
つくば市の学校では「自分の必要なものを学ぶ機会がある」と感じている教員の割合*	90%以上 【小 89%、中 87%、義 88%】

* 「幸せな学校づくりに向けたアンケート(教員)」のうち、肯定的な回答⁵の数値

⁵ つくば市において、教育大綱の理念浸透の度合いを測ることを目的として毎年実施している「幸せな学校づくりに向けたアンケート(教員)」の4観点「総合指標」、「働きがい」、「働きやすさ」、「専門職としての成長環境」の質問項目の中から抽出。4段階評価のうち、「あてはまる」、「どちらかというにあてはまる」の肯定的な回答の割合を目標値とした。アンケートは教員のみを対象としているが、事務職員についても同様の水準を目指す。

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

※取組主体の表記

- 学 …学校
- 市 …つくば市、つくば市教育委員会
- 地 …地域団体


(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

I 学校以外が担うべき業務



学校が業務を担う直接的な法的根拠がなく、実施主体を学校から切り離していくべき業務について、市が中心となって取り組んでいきます。


1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等		市 地
関連部署	教育総務課、生涯学習推進課、学務課	
関連団体	青少年を育てるつくば市民の会、青少年相談員連絡協議会、委託事業者、PTA 等の保護者組織	
実施中の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域の方がボランティアで学校の活動に参加する際に、ボランティア保険の対象となる場合は加入等の事務を行っている。(教育総務課) ・コミュニティ・スクール協議会を通じて、地域学校協働活動推進員が中心となって登下校見守りを実施している事例がある。(生涯学習推進課) ・青少年を育てるつくば市民の会や、青少年相談員の活動として、校門前等であいさつ・声かけ運動を実施している。(生涯学習推進課) 	
現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての学校において十分な人材を常時確保するには至っておらず、より多くの人材を確保することが必要である。 	
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール協議会での話し合いを通じて、地域全体で登下校の見守りに協力できる地域人材の確保に努める。(生涯学習推進課) ・小規模特認校となる2校については、学区外からの送迎を容易にする目的から、登校時間前の朝の見守り事業を実施する。(学務課) 	
2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応		市 地
関連部署	学び推進課、生涯学習推進課	
関連団体	茨城県警、青少年相談員連絡協議会	

実施中の取組	・青少年相談員が、青少年に関連する店舗の見回りや青少年への声掛けを実施しており、必要に応じて警察等の関係機関と連携している。(生涯学習推進課)
現状及び課題	・放課後から夜間などにおける校外の見回りは、緊急の措置が必要な特別の場合以外は行っていないが、実施する場合は、生徒指導主事や管理職が中心となり実施するとともに、学校最寄りの交番を中心に警察機関に協力を依頼している。(学び推進課) ・市教育委員会への児童生徒の補導に関する報告の件数は少ない状況であるが、児童生徒が補導された場合は、担任、学年主任、生徒指導主事、管理職が連携を図りながら、学校と警察の連絡制度を活用する等して対応している。(学び推進課)
今後の取組	・放課後から夜間など、下校後等の学校管理外での児童生徒の安全確保や監護については、第一義的には各家庭が担うべきものであることや、各家庭でのルールづくりについて呼びかけていく。(学び推進課、生涯学習推進課)

3 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)		
関連部署	教育総務課、学び推進課、健康教育課、学務課	
関連団体	【災害共済給付金】独立行政法人日本スポーツ振興センター	
実施中の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営支援補助金により、学校徴収金のキャッシュレス化(インターネットバンキング導入)を支援している。(教育総務課) ・市内全校に対して茨城県教育委員会が策定している「学校徴収金の取扱いに関するガイドライン」を周知するとともに、つくば市教育委員会において「学校徴収金取扱要項<公費・私費負担区分等ガイドライン>」を策定して、これらに則った適切な会計処理が行われるように指導している。(学び推進課) ・学校給食費、就学援助費、特別支援教育奨励費は公会計化済みであり、学校徴収金(学校において保護者から徴収する経費)の徴収管理を市教育委員会で行っている。(健康教育課、学務課) 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害共済掛金や各学校でそれぞれ徴収する学校徴収金については、学校が徴収管理を行っている。 ・各学校徴収金の必要性の検討と運用方法の見直しを行い、保護者の利便性向上を図りつつ、学校が徴収管理を行わない手段の検討が必要である。 	
今後の取組	・各学校でそれぞれ徴収する会計については、まずは各学校において、保護者から事業者への直接支払いなど、学校を経由しない購入	

	<p>調達方法を推奨する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金の取扱いについて、適正な会計事務の執行を期するため、各学校長に対し定期的な注意喚起を行うとともに、関係規程の遵守及び管理体制の徹底を図る。 ・各学校徴収金について、学校及び教育委員会が連携して検討及び見直しを行う。
--	--


4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等		 
関連部署	生涯学習推進課	
関連団体	各学園コミュニティ・スクール協議会	
実施中の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動推進員が中心となって地域住民と連絡調整を行っている。 ・地域学校協働活動推進員が地域と学校の連絡調整の窓口であることを、研修会等の場で周知している。 	
現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動推進員が連絡調整を行う際に、電話や電子メール等を使用しているが、複数の連絡手段を使用することによる負担が生じている。 ・コミュニティ・スクールに関する意識が管理職等の一部の教職員に留まっているため、一般の教職員を含め、学校全体に意識を浸透させていく必要がある。 	
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動推進員の連絡調整を円滑に行うため、市で導入している情報共有ツールを学校やコミュニティ・スクール協議会の場で周知する。 ・管理職だけでなく、全ての教職員にコミュニティ・スクールと地域学校協働活動について理解してもらうため、出前講座を活用して教職員への周知を図る。また、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、学校運営に好影響を及ぼした事例を積極的に紹介する。あわせて、コミュニティ・スクールの重要性に対する理解を深めるための研修の場を設けてもらえるよう、学校に対して継続的に働きかけていく。 ・区会回覧や市広報紙、ホームページなどの様々な媒体及び CS コーディネーターを中心とした協議会委員自らによる活動を通じて、地域住民への周知を充実させる。 	

5 保護者等からの過剰な苦情や不当要求等の学校では対応が困難な事案への対応	
---------------------------------------	---


関連部署	教育総務課、学び推進課
関連団体	—
実施中の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの苦情や要求については、学び推進課の担当職員が事案の経緯、保護者の思いなどを丁寧に聞き取りながら、学校と対応について調整をしながら問題解決に当たっている。(学び推進課) ・過剰な苦情や不当要求については、市が委託するスクールロイヤーに学校が相談したり、スクールロイヤーが保護者に直接対応したりすることで課題解決に当たっている。(学び推進課)
現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの学校への苦情が年々複雑化しており、これまで以上に慎重かつ丁寧に対応を行う必要がある。 ・スクールロイヤーの活用について、各学校へさらに浸透させていく必要がある。 ・学校カスタマーハラスメントの対応方針の策定や相談窓口の設置を進める必要がある。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの学校への苦情に対しては、学校の対応を聞き取りながら、学校と連携して対応し、必要に応じて指導・助言を引き続き行っていく。(学び推進課) ・学校だけでは対応が難しい事案については、スクールロイヤーを積極的に活用していくことを引き続き各学校に周知していく。(学び推進課) ・学校カスタマーハラスメントの対応方針の策定や相談窓口の設置等については、他自治体の事例等を参考に検討する。(教育総務課、学び推進課)

II 教師以外が積極的に参画すべき業務

教師が業務を担う必要性はありますが、教師以外が積極的に参画し、補助していくべき業務について、市が中心となり業務の分担を見直しながら取り組んでいきます。

6 調査・統計等への回答 ※学校を通じた児童生徒等への周知依頼文書の量の縮減 ※学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施		
関連部署	教育局各部署	
関連団体	—	
実施中の取組	【学校へ送付する文書等の縮減のための取組】 ・市教育委員会において、文書区分箱を通して学校に送付できる文書の基準を設定するとともに、チラシ配布については、児童生徒個別配布を廃止し、Web チラシを推奨するなど、学校に送付する文書	

	<p>等の量の縮減を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市イントラネットの「全部署宛」から学校が除外され、学校に共有が必要な文書のみ学校を宛先に手動で追加設定する仕様に全庁的に変更され、学校へ送付される全部署宛課メール文書の量が削減された。 ・県から通知された文書をもとに、各学校の事務職員へ回答を依頼している。 <p>【調査回答に係る学校の事務負担削減のための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルでの回答が可能なものについては、市教育委員会がアンケート作成ツールによるオンライン調査フォームを作成し、活用を促している。 ・軽微な調査については、イントラネットの課メールの確認返信欄を活用している。
現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会の各部署がそれぞれ取組を行っており、実施の方法等が画一化されていない。 ・市イントラネットと校務用ネットワークが分離しており、データの移行が煩雑となっている。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会全体で、文書等の量の縮減の基準を合わせることを検討する。 ・市教育委員会の部署間で、各部署におけるオンライン調査フォームによって回答を収集した事例の共有を行う。 ・令和8年10月に予定されている市イントラネットのシステム変更に合わせて、学校への通知手段の運用方法を検討する。 ・学校から意見を収集し、改善方法を検討する。




7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理		
※学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画		
関連部署	総合教育研究所	
関連団体	—	
実施中の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ごとにホームページを構築し、学校で運用ができるよう、活用研修を計画し、研修内では、操作研修を実施したり、好事例を共有したりしている。また、操作に関するマニュアルも共有している。 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動によって他市町村から異動してきた職員が担当する場合に、操作方法を一から習熟する必要がある。 	
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の取組を継続していく。 	




8 ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ※教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討		学 市
関連部署	総合教育研究所	
関連団体	—	
実施中の取組	・ICT 機器・ネットワーク設備について、総合教育研究所が各学校と連携を図りながら日常的な保守・管理を行っている。	
現状と課題	・学校では主に学校 ICT 教育推進委員が中心となって日常的な保守・管理を行っているが、年度初めにデジタル教科書や新しいアプリの導入のための名簿の設定等が集中するため、一時的に負担が大きくなっている。	
今後の取組	・各担当が設定作業を行うことができるよう、マニュアルを作成・配付する。 ・サポートの要請フォーム機能を活用し、ICT 支援員が適宜サポートを行えるようにする。	

9 学校プールや体育館等の施設・設備 ※教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討		学 市
関連部署	教育施設課	
関連団体	—	
実施中の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自校のプールを使用している学校については毎年度、外部委託を発注している。(プールろ過装置等の維持管理一式、水質保全のための機械設備と配管等の点検調整(※プール授業開始前・授業終了後・休止期間中の濾過装置等保守管理)希望がある学校は、プール清掃を民間事業者へ委託している。) ・令和5年度からプール清掃の外部委託を希望する学校については予算を計上している。 ・体育館については建築基準法第12条に基づく定期点検調査業務(損傷、腐食、劣化等の施設(設備)状況点検)を民間事業者へ委託している。 	
現状と課題	・給水を手動で行っているため、給水の止め忘れによる水流出事故が発生しうる状況である。	
今後の取組	・自動で給水を停止することができる自動給水システムをプール改修設計時に盛り込むことができるよう検討する。	

10 校舎の開錠・施錠	学 市
-------------	-----

関連部署	教育施設課
関連団体	—
実施中の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎棟に機械警備を導入している。 ・機械警備のセキュリティキーは、複数枚を学校に渡している。
現状及び課題	セキュリティキーの枚数に限りがあるため、特定の管理職への依存が生じうる状況である。
今後の取組	・セキュリティキーは個別キーであれば複製することが可能であるため、必要に応じて複製にかかる予算の確保を検討する。

11 児童生徒の休み時間における安全への配慮		  
関連部署	教育総務課、生涯学習推進課	
関連団体	PTA 等の保護者組織	
実施中の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の休み時間の見守りに従事できる人材として、全校に学校サポーターの配置を行っている。(教育総務課) ・保護者によるボランティア組織が、休み時間における見守り活動を実施している事例がある。(生涯学習推進課) 	
現状及び課題	・すべての学校において十分な人材を常時確保するには至っておらず、より多くの人材を確保することが必要である。	
今後の取組	・コミュニティ・スクール協議会での話し合いを通じて、地域全体で休み時間の見守りに協力できる地域人材の確保に努める。(生涯学習推進課)	

12 校内清掃		  
関連部署	教育総務課、学務課、生涯学習推進課	
関連団体	PTA 等の保護者組織	
実施中の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・校内清掃の見守りやサポートに従事できる人材として、全校に学校サポーターの配置を行っている。(教育総務課) ・各学校に学校管理員を配置し、除草作業や校内清掃などの環境整備をおこなっている。(学務課) ・保護者によるボランティア組織が、校内清掃指導を実施している事例がある。(生涯学習推進課) 	
現状及び課題	・市で任用している会計年度任用職員の一部は長期休業期間に勤務しないこととなっており、特に夏休み期間中において人員が不足する傾向にあるため、学校によっては夏休み期間中の除草作業や校内清掃を管理職が実施している。	

今後の取組	・コミュニティ・スクール協議会での話し合いを通じて、地域全体で校内清掃指導に協力できる地域人材の確保に努める。(生涯学習推進課)
-------	--

13 部活動		市 地
関連部署	学び推進課	
関連団体	地域スポーツ団体、地域芸術文化団体、スポーツ協会、大学	
実施中の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員を会計年度任用職員として雇用し、各校の希望に応じて配置している。 ・つくば市部活動運営方針を定め、スポーツ庁及び文化庁の基準以下の活動時間を設定している。 ・つくば市ジュニアスポーツ・芸術文化活動推進会議を開催し、今後のつくば市での地域展開の在り方について検討している。 	
現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域展開の担い手となる団体や指導者の確保が途上にあり、確保に向けた具体的な取組を進める必要がある。 ・部活動の地域展開を進めるにあたり、地域クラブの活動場所の確保に向けた検討を進める必要がある。 ・現状は休日の地域展開に向けた方針のみが決まっており、取組を行っているが、平日についての方針が検討されていない。 	
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば市内の部活動の地域展開について引き続き推進する。 ・休日における学校部活動の地域展開として、令和9年夏の全国中学校体育大会以降には、休日は学校部活動としての活動は行わず、地域クラブ活動として行うようにする。学校の枠に囚われず、近隣に住む学校の生徒が集まって様々なスポーツ・芸術文化活動の体験の場が確保できるように取り組む。 ・地域クラブの指導者を育成するために、中学生を対象として指導を行うに当たり必要な知識等の習得のための講習を実施する。 ・平日の部活動地域展開をつくば市ジュニアスポーツ・芸術文化推進会議の中で検討する。 	

Ⅲ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務



児童生徒に関することであり、基本的には教師が中心となって行う業務ですが、教師がより専門性を発揮し、教師でなければできない業務に時間をかけるために、状況に応じて支援が可能な業務について、市が中心となり役割分担を検討しながら取り組んでいきます。




14 給食の時間における対応		学 市 地
関連部署	教育総務課、健康教育課、生涯学習推進課	
関連団体	つくば市食生活改善推進員協議会、PTA 等の保護者組織	
実施中の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・給食時の見守りに従事できる人材として、全校に学校サポーターの配置を行っている。(教育総務課) ・「第5期 健康つくば 21 プラン(R8-R19)(策定中)」において、「市管理栄養士による食に関する指導及び給食時訪問等で効果的な食育の推進を図ることを明示し、食育活動の拡充を目指す。」としており、栄養教諭や市管理栄養士が給食時に訪問し、食育活動を行っている。 ・一部の学校において、給食の準備や片付けの作業に地域ボランティア等の人材を活用している。 	
現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校サポーターの業務が多岐にわたっており、必ずしも給食時の見守りに従事できているわけではない。 ・事務作業の負担により、食育活動の研究に十分な時間を充てることが難しい。 	
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・他の職種の会計年度任用職員と協力し、見守りを行っていく。 ・市管理栄養士による給食時訪問を継続していく。 ・コミュニティ・スクール協議会での話し合いを通じて、地域全体で給食の準備や片付け作業に協力できる地域人材の確保に努める。 	



15 授業準備		学 市
関連部署	教育総務課、学び推進課、総合教育研究所	
関連団体	—	
実施中の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・教材の印刷などの授業準備等、教員の業務支援に従事できる人材として、全校に学校サポーターの配置を行っている。(教育総務課) ・理科支援員の活用により、理科の実験準備や片付け、理科準備室の整頓などの負担を軽減している。(学び推進課) ・デジタル活用が普及し、教材の印刷は減少している。また、必要最低限の配布物や掲示物の印刷については、学校サポーターへの業務依頼を行う等も推奨している。市内の中学校及び義務教育学校には、デジタル採点ナビを導入している。学習 e ポータルでの CBT⁶も全児童生徒が利用できる環境を整えている。(総合教育研究所) 	

⁶ CBT とは、Computer Based Testing の略で、コンピュータを使用して行う試験方式のこと


現状及び課題	・CBTの活用について、より浸透させていく必要がある。
今後の取組	・デジタル採点ナビだけでなく、CBT の積極的導入を推奨するため、活用研修の実施やマニュアルの配布を行う。(総合教育研究所)

16 学習評価や成績処理		 
関連部署	教育総務課、総合教育研究所	
関連団体	—	
実施中の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・採点作業や宿題の提出状況の確認等、教員の業務支援に従事できる人材として、全校に学校サポーターの配置を行っている。(教育総務課) ・デジタル技術の活用が普及し、課題や提出物についても、紙媒体での提出は減少している。市内の中学校及び義務教育学校には、デジタル採点ナビを導入している。また、採点が自動でできる学習 e ポータルでの CBT も全児童生徒が利用できる環境を整えている。(総合教育研究所) 	
現状及び課題	・デジタル技術の活用をさらに進めていく必要がある。	
今後の取組	・デジタル教材やクラウド環境の積極的活用を推進する。(総合教育研究所)	

17 学校行事の準備・運営		  
関連部署	教育総務課、生涯学習推進課	
関連団体	PTA 等の保護者組織	
実施中の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事の準備等教員の業務支援に従事できる人材として、全校に学校サポーターの配置を行っている。(教育総務課) ・運動会や体育祭等において、PTA 等の保護者組織が準備に協力している。(生涯学習推進課) 	
現状及び課題	・PTA 等の保護者組織の活動が活発な一部の地域では十分な人材を確保できているが、より人材の確保を進める必要がある。	
今後の取組	・コミュニティ・スクール協議会での話し合いを通じて、地域全体で学校行事の準備・運営に協力できる地域人材の確保に努める。(生涯学習推進課)	

18 進路指導の実施		 
関連部署	教育総務課、学び推進課、教育相談センター	

関連団体	—
実施中の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導に携わる教員の業務支援に従事できる人材として、全校に学校サポーターの配置を行っている。(教育総務課) ・県義務教育課から発出される他県入試関係の連絡文書については、イントラ課メールでの送付に代えて教育局ライブラリに掲載し、学校が必要に応じて情報を受け取ることができるようにしており、志望者がいない学校における当該学校の入試関連の文書の確認や印刷にかかる時間を削減している。(学び推進課) ・教育相談員を配置し、児童生徒、保護者及び教員からの進路等に関する相談に電話や面談で対応している。(教育相談センター) ・学校への登校が難しい状況にある児童生徒の居場所として教育支援センター「つくしの広場」(沼田)と「ひだまり広場」(筑穂)を設置し、学習支援等の社会的自立に向けた支援を行っている。(教育相談センター)
現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校では6学年主任、中学校では進路指導主事の業務量が多く、就職情報や入試情報のチェック、進路指導カレンダー作成、進路だよりの発行、個別面談や進学説明会等の計画と実施、進路対策会議(調査書や推薦書の作成と点検、進学先への送付も含む)の計画と実施、進路コーナー(進路情報やポスターなどを掲示して児童生徒が情報を得ることができるコーナー)の設置等、業務が多岐に渡っている。 ・特に進路選択の時期である秋から冬に進路指導に携わる教員の業務量が増加するため、業務支援に従事できる人材が必要な状況である。 ・対面での教育相談は教育相談センター及び市民ホールやたべで実施しており、また、教育支援センター2か所はいずれも市内北部に所在しているため、市中央部での支援を充実させる必要がある。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の取組を継続していくとともに、進学先や就職先の情報収集や整理、進路コーナーにおけるポスター掲示や整備、進路指導に必要なプリントの印刷、進路関係書類の確認など、進路指導関係の教員の負担軽減に学校サポーターを更に活用できるよう促していく。(教育総務課) ・令和9年に(仮称)教育相談センター春日内に新たに教育支援センターを開設する予定であり、開設に向けた準備を進めている。(教育相談センター)

19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応		
関連部署	学び推進課、特別支援教育推進室、教育相談センター	
関連団体	—	
実施中の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、専任職員であるハートフル S ルーム(校内フリースクール)にハートフルSルーム支援員及びハートフルSルーム補助員をそれぞれ 1 人ずつ各校に配置し、教室に入れない児童生徒への学習支援や相談支援などを行っている。直接支援に当たるのはハートフルSルーム支援員及びハートフルSルーム補助員であるが、関係教員と児童生徒に関する情報共有を行い、児童生徒にとって、より良い支援ができるよう努めている。(学び推進課) ・県の日本語加配教員の配置を踏まえ、学校の希望に応じて日本語学習支援員や日本語学習支援ボランティア等を配置し、日本語支援が必要な児童生徒に対して、取り出しによる学習支援や、授業に入り込んでの学習支援を行っている。(学び推進課) ・支援の必要な児童生徒が在籍している学校に特別支援教育支援員を配置し、管理職や特別支援教育コーディネーターのリーダーシップのもと、情報共有の会議を開く等して、教職員と同じ視点で対応できるように努めている。(特別支援教育推進室) ・市内全学校にスクールカウンセラーを配置・派遣し、児童生徒の心理的な課題を受けとめると同時に、学級担任等と情報共有を行い、適切な支援を行うべく対応している。(教育相談センター) ・市内全学校にスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、児童生徒が抱えている背景を把握し、関係機関との適切な支援を検討した上で、学級担任等と協働しながら支援を行っている。(教育相談センター) ・学校への登校が難しい状況にある児童生徒の居場所として教育相談センター内に「つくしの広場」を、大穂交流センター内に「ひだまり広場」を設置し、学習支援等の社会的自立に向けた支援を行っている。(教育相談センター) 	
現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ハートフル S ルームの利用者が多い学校では、ハートフルSルーム支援員及びハートフルSルーム補助員の一人当たりの業務負担が大きくなっている。 ・日本語学習の支援が必要な児童生徒が増加傾向にあり、継続して支援体制の強化を図る必要がある。 ・特別支援教育支援員は資格不問としているため、特別支援教育に対する知識や支援の具体的な技能に個人差がある。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、教員とより緊密に連携して対応できるようにしていく必要がある。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ハートフルSルーム支援員の勤務時間やハートフルSルーム補助員の配置人数を各学校の利用状況を鑑みて調整する。(学び推進課) ・現在の取組に加え、県から配置される予定の日本語支援員を活用していく。(学び推進課) ・引き続き学校からの要望の聞き取りや支援の必要な児童生徒の学校での様子の確認を行い、人員の適切な配置に努める。(特別支援教育推進室) ・特別支援教育支援員に対し年間数回の研修を実施し、事例検討やグループ討議等を行うことにより、特別支援教育に対する知識や支援の具体的な技能を高める。(特別支援教育推進室) ・学級担任等との円滑な連携を図るため、情報共有の機会の確保等について、学校に働き掛けを行う。(教育相談センター) ・令和9年に(仮称)教育相談センター春日内に新たに教育支援センターを開設する予定であり、開設に向けた準備を進めている。(教育相談センター)

(2) 学校における措置の推進

各学校においては、学校長のリーダーシップの下、以下のような措置を学校の実情に即しながら、積極的に取り組む必要があります。教育委員会としては、学校の実情に応じて、学校への伴走支援(校長のマネジメント支援)を適宜行っていきます。学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

【市内学校全体で取り組むこと】

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。(柔軟な教育課程)
- ・当初の狙いが形がい化し十分な効果が見込めない活動の見直し、清掃時間や頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・年度末・年度始めなどの繁忙時期、長期休業明けなど、児童生徒の実態に合わせて、計画的に短縮日課や5時間授業等を導入する。
- ・持ち帰り仕事の実態と発生状況を把握し、その縮減に向けた方策を検討する。
- ・学校事務の機能強化(共同学校事務室等)に向け、学校事務の整理及び教育局との連携を図る。

【学校の実情に即しながら取り組むこと】

〈体制づくり〉

- ・慣例的な業務の見直しや効率化への挑戦を歓迎する雰囲気づくりを推進する。
- ・生徒指導問題の未然防止を念頭に置き、児童生徒や保護者との信頼関係の構築に努める。
- ・学校サポーターや保護者・地域ボランティアの積極的な活用を行う。
- ・チーム担任制、学年教科担任制等の導入など、職務経験が少ない教員が担当する授業時数の抑制、助言その他の支援を得られやすい体制の整備を行う。
- ・時間外在校等時間の可視化や、時間外在校等時間の長い教職員への面談を行う。

〈環境整備〉

- ・校務分掌による業務の偏りの精査と平準化、業務分担の随時見直しを行う。
- ・ICTを活用した効率的な校務を推進する。
- ・Teams等のツールを併用した効率的な職員会議の実施を推進する。
- ・学校行事等の精選・統合や、実施方法の見直しを推進する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、関係法令の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員の把握と、医師による面接指導を適時実施する。
- ・50人未満の学校も含め、全教職員を対象にストレスチェックを行い、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口について継続的に周知する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバル⁷の確保や、年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して周知を行い、取組を促進する。
- ・年度内の学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に年間4日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・長期休業中等を利用した早出遅出勤務制度、テレワークの導入について検討を行う。
- ・休み時間や清掃の時間の見守りの輪番制、児童下校後または授業を担当していない時間を活用し、休憩時間確保の促進を行う。

⁷ 勤務終了から翌勤務開始までに少なくとも11時間以上の休息時間を確保する制度をいう。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

本計画及び働き方改革の取組を着実に実施していくため、引き続き時間外在校等時間の把握をするとともに、教職員の各職層からの意見聴取により把握した学校現場の実情を、本計画の目標や関連施策等と照らし、計画の評価・改善に向けた検討を行います。

本計画については、定期的に総合教育会議において議題として取り扱います。学校や教職員の勤務状況について教育委員会や市長部局と認識の共有を図り、更なる体制整備に取り組みます。

また、保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、協力を得られるよう取り組みます。

6 計画の期間

取組の成果の検証に当たっては、教職員の勤務状況に関する調査を継続的に行うこととします。また、本計画の実施期間は令和11年度までとし、内容については、教職員の勤務状況に関する調査や学校現場での実際的な取組状況を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。

教職員の働き方改革に関するこれまでの取組

第1期 施策番号	第2期 重点項目番号	教員の働き方改革に関する実行計画 施策	施策に関する取組の方向性(第1期)	教員の働き方改革に関する実行計画 第1期期間(令和元年度から令和3年度末)までに実施した取組	教員の働き方改革に関する実行計画 第2期期間(令和4年度から令和7年度)に実施した取組	担当課
1-1		勤務時間管理の徹底・効率化	今後早期に全学校における校務支援システムの導入を進める。	・ICカードによる出退勤管理(H30年度から) ・校務支援システムによる出退勤管理への移行(R1年度から)	(継続実施)	総合教育研究所
1-2		勤務時間の上限に関するガイドラインに係る取組	文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を参考とし、教育委員会は勤務時間の上限に関する方針等の策定に向け、他市町村教育委員会の対応に関する調査や検討を行う。	・「つくば市立学校の教育職員の在在等時間の上限等に関する方針に関する規則」の施行(R2.3.31)	(継続実施)	教育総務課
1-3		留守応答機能の運用	放課後校舎の留守応答装置の全校での運用を行う。(令和元年度中)	・放課後校舎の留守応答装置の全校導入(R1年7月から)	(継続実施)	教育施設課
1-4		学校閉庁日の設定	・年末年始等の学校休業日に加え、学校閉庁日を設定	・お盆及び県民の日の学校閉庁日を設定(H30年度から)	(継続実施)	学び推進課
2-1	1-(3)	学校文書配送・配布	データ配信での配布方式について検証を行い標準化につなげる。	・学校・教育局間の学校文書配送システムを開始(H30年11月から) ・児童生徒の保護者向けの文書配布について、モデル校においてデータ配信での配布方式を実施(令和元年度) <学校での取組> ※市内8割強の学校がデジタル連絡ツールを導入し、保護者への情報配信のデジタル化に取り組んでいる。	・学校への配布依頼のあったチラシ等のPDFデータ配信(R4年6月からR6年5月) ・学校への配布依頼のあったチラシ等のWeb掲載(R6年6月から)	教育総務課
2-2	2-(4)	部活動	運動部活動指導員を有効に活用する体制を整えるため、筑波大学と連携を図り学生への周知要請及び説明会を実施し、人員の確保に努める。	・運動部活動指導員配置事業を開始(R1年度から) ・「つくば市運動部活動の運営方針」の運用を開始(H30年7月から) ・「つくば市部活動の運営方針」に改め、対象を文化部にまで拡大して運用を開始(R1年8月から) ・茨城県による令和3年度(2021年度)市町村立における働き方改革モデル校事業として、義務教育学校4校では、大学生による部活動の遠隔及び現地サポートを実施	・部活動指導員の配置(継続実施) ・つくば市部活動運営方針を改定し、休養日の確保や適切な活動時間について明記(R5年度から) ・部活動地域展開へ向け、コーディネーターを配置(R5年度から) ・部活動地域展開へ向け、「つくば市立学校の学校職員による地域文化・スポーツ団体指導者の兼職に関するガイドライン」の策定(R4年度から) ・部活動地域展開の円滑な推進へ向けた市独自のスポーツ大会の実施(R6年度から) ・各地域の実情に合わせた部活動地域展開の実施(R5年度から)	学び推進課
2-3	1-(1)- ア・エ	学校行事等の準備・運営	学校長会と連携し学校行事や長期休業中の宿題の作品展等の必要性や教育効果、実施方法を検討し、さらなる削減や効率化を図る。(令和元年度から)	・「つくば市近隣中学校球技大会」開催取りやめ(R1年度から) ・「小中学校音楽発表会」及び「小学校陸上記録会」の開催規模の見直し(R1年度から) ・長期休業中の作品展等の学校取りまとめを原則禁止(R1年度から) ・教員が参加する研修会や公開授業等の必要性や効率化の方策を検討し、負担軽減を図る(R1年度から) ・研修の精選やオンライン研修の実施及び録画の配信など、移動の負担軽減や受講時間の柔軟性を考慮した研修形態をとる(R2年度から) <学校での取組> ・コロナ禍の影響もあり、運動会・体育祭の種目精選、文化祭等の開催方法の見直し、学級懇談会のオンライン化に取り組んでいる。(R1年度から)	・市独自に学校サポーターの配置(R4年度から)	教育総務課、各学校
2-4	1-(4)	学校徴収金の徴収・管理	学校徴収金について学校業務から切り離して教育局業務とすることについて具体的検討を行う(令和2年度から)	・就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の直接振込実施。振込に関する通知送付方法についても学校業務の負担軽減に向け検討中。(学務課)(R3年度から) ・学校給食費の直接振込実施(健康教育課)(R3年度から) ・災害共済給付金の直接振込実施(健康教育課)(R3年10月から) <学校での取組> ・市内8割の学校でインターネットバンキング利用による学校徴収金の取り扱いを行い、職員が窓口に出向く時間の縮減を図っている。	・教員の働き方改革の推進に役立つ校務効率化ツール導入支援のため、学校運営支援補助金の設置(教育総務課)(R4年度から)	学務課、健康教育課、教育総務課、各学校

教職員の働き方改革に関するこれまでの取組

第1期 施策番号	第2期 重点項目番号	教員の働き方改革に関する実行計画 施策	施策に関する取組の方向性(第1期)	教員の働き方改革に関する実行計画 第1期期間(令和元年度から令和3年度末)までに実施した取組	教員の働き方改革に関する実行計画 第2期期間(令和4年度から令和7年度)に実施した取組	担当課
2-5	1-(2)-ウ・オ	調査・統計等への回答等	児童生徒の出欠記録、学習評価及び成績処理が可能な校務支援システムの導入による効率化を検討中。	・調査・統計等の必要性の精査(R2年度から) ・校務支援システムによる児童生徒の出欠記録、学習評価及び成績処理の効率化(R2年度から)	・校務支援・効率化ツールの活用促進(R4年度から) ・検診の間診票をWeb化(R4年度から) ・学校への調査のWeb化(R4年度から)	教育局各課
2-6	1-(1)-ア 1-(2)-ア	学習評価や成績処理	通知表を用いていない市内の一部学校の状況について効果検証を行う。	・校務支援システムによる児童生徒の出欠記録、学習評価及び成績処理の効率化(R2年度から) ・ICT支援員の配置促進(R3年度から順次増員)	・市独自に学校サポーターの配置(R4年度から) ・採点システムの試行的導入(中学校、義務教育学校対象)(R5年度から全中学校、義務教育学校に導入) ・ICT支援員の配置促進(R6年度以降14名)	教育総務課、 総合教育研究所
2-7	1-(1)-ア 1-(2)-ウ	キャリア教育・進路指導	キャリア教育について、地域の人材による教員のサポートを検討する。	・校務支援システムによる進学や就職の際に作成する書類やデータの一元管理(R2年度から)	・市独自に学校サポーターの配置(R4年度から) ・校務支援・効率化ツールの活用促進(令和4年度から)	教育総務課、 学び推進課、 総合教育研究所
2-8	1-(1)-イ	支援が必要な児童生徒・家庭への対応	学校におけるニーズの高いスクールソーシャルワーカーについて引き続き配置を充実させる。(令和2年度から)	・全中学校・義務教育学校への市独自の学校生活サポーターの配置事業実施 ・学校への特別支援教育支援員の配置	・市独自にスクールソーシャルワーカーの配置(R4年度から) ・市独自に全学校へのスクールカウンセラーの配置(R4年度から) ・校内フリースクールの設置(R5年度から) ・日本語学習支援員の配置(R6年度から)	学び推進課、 特別支援教育推進室、 教育相談センター
2-9	1-(1)-ア 1-(2)-ウ	授業準備	「デジタル職員室」の共有フォルダ等による教材の共有について、教材数が膨大となることから、共有と活用を促進するためのコーディネーターの設置等の改善策を検討する。	・教育ネットワーク内の共有フォルダを活用した、通知書等の文書類や指導案等の実践事例等の共有、有用な実践事例等の追加	・市独自に学校サポーターの配置(R4年度から) ・校務支援・効率化ツールの活用促進(令和4年度から) ・生成AIアプリ導入及び活用促進(R7年度から)	教育総務課、 総合教育研究所
2-10	1-(1)-ア	【その他の業務】 以下の項目における適正化の実現には、保護者や地域住民との協力体制の構築が不可欠であり、地域との意見交換を通じ、保護者や地域住民との相互理解を深めていく。 ・給食時の対応 ・登下校に対する対応 ・放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が補導されたときの対応 ・児童生徒の休み時間における対応 ・校内清掃		<学校での取組> ・一部の学園では、学園共通の地域ボランティアの募集をし、学校教育に地域人材を積極的に取り入れ、教職員本来の仕事と地域が担う仕事の区別への理解促進を行っている。 ・一部の学校では、保護者等のボランティアを募集し、登録された方に依頼内容をメール配信し、ボランティアを依頼する取り組みを行っている。美化作業や下校見守り、授業の補助、クラブ活動等に活用されている。	・市独自に学校サポーターの配置(R4年度から) ・各学園の学校運営協議会において協議(R7年度から全校)	教育総務課、 生涯学習推進課
3-1		働き方改革会議の開催と教員業務の見える化	プロジェクトチームの行った評価・検討結果等を全教員へ共有して意識改革につなげるとともに、標準化が適切な見直しについて各学校に展開する。(令和元年度から)	・プロジェクトチームによる働き方改革会議の開催 ・クラウドシステムを利用した教員「業務の見える化」実証実験の実施と結果の公表。	・幸せな学校づくりに向けたアンケートの実施(R6年度から)	教育総務課、 学び推進課
3-2		学校の重点目標等への働き方改革の反映	学校単位で毎年度当初に策定する重点目標や経営方針について、今後全学校で開催される働き方改革会議や研修等の内容を踏まえ、働き方改革の具体的内容を盛り込む。(令和元年度から)	<学校での取組> ・市内全学校が重点目標、経営方針、ブランドデザイン等に働き方改革の具体的内容を盛り込んだ。	(継続実施)	各学校
3-3		学校外の関係者との情報共有と役割分担	教育局が中心となり調整を行い、保護者、地域住民、市役所福祉部局、警察、NPO等との情報共有の推進や役割分担の適正化に関する意見交換を実施する。	・警察や子育て相談室等、関係機関との情報共有は事案が発生した場合に適宜行っている。	・地域の見守り、防犯、防災、美化作業、行事、キャリア教育等の場面で、コミュニティ・スクールとの連携事業を各地域ごとに実施	教育総務課、 学び推進課、 生涯学習推進課
3-4		校務分掌の整理	学校における校務分掌について、業務負担の組織内での偏りや時期毎の負担の増減を把握して整理のための検討を行う。特につくば市独自に設置している学園ごとの教科指導・生徒指導・催事等のための部会等の組織体制について、その効果や役割を検証するとともに、組織体制の整理の可能性について検討を行う。	<学校での取組> ・各学校で校務分掌についての整理・検討を行った。	(継続実施)	各学校